

秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議設置要綱

(設置目的)

第1条 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「子ども・若者」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会として、秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 子ども・若者の支援に係る情報交換及び情報共有に関する事項
- (2) 子ども・若者の支援に係る相互連携・協力に関する事項
- (3) 子ども・若者の支援に係る周知・啓発に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ネットワーク会議の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。ただし、必要に応じ見直すことができる。

(組織)

第4条 ネットワーク会議に座長を置く。

- 2 座長は、構成機関の互選により定める。
- 3 座長は、会務を主宰し、ネットワーク会議を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。
- 5 会議は、必要に応じ議題に関連する構成機関のみをもって開催することができる。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(調整機関)

第5条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課とする。

(秘密保持義務)

第6条 ネットワーク会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なくネットワーク会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。